

第4節 市内・県内感染期における対策

1 行動目標

市行動計画における市内・県内感染期とは、県内における新型インフルエンザ等患者の接触歴を県が実施する疫学調査で追えなくなった段階とする。

発生早期の対策からの移行は、感染経路が不明確な新型インフルエンザ等患者が一定数確認されるようになった時点とするため、国や隣接県の移行時期と一致しない場合もあり得る。

なお、インフルエンザ(H1N1)2009の事例では、県内初発から2～3週後、患者数で見ると30～40名程度の段階で、接触歴調査が不可能となっている。

未発生期	海外発生期	発生早期 (国内・県内・市内)	市内・県内感染期	小康期	第二波
------	-------	--------------------	----------	-----	-----

【対策推進の基本方針】

市内・県内感染期の段階でまん延を防止することは困難で、対策の主眼を、発生早期における積極的なまん延防止策から健康被害軽減策に切り替える。ただし、状況に応じて、一部のまん延防止策を実施し、感染拡大をできる限り抑えるよう努める。

2 行動内容

1 実施体制

Act 50 対策を市内・県内感染期に移行する。

Act 51 市対策本部を設置する。【緊】

Act 52 他の地方公共団体による応援等の措置を活用する。【緊】

2 情報収集及び情報提供・共有

Act 53 新型インフルエンザ等関連情報を収集する。

Act 54 情報提供及び情報共有の体制を継続し、必要に応じて見直す。

Act 55 最新の情報を市民等にわかりやすく提供する。

Act 56 新型インフルエンザ等に関する相談体制を継続する。

3 予防・まん延防止

Act 57 新型インフルエンザ等のまん延を防止する。

Act 58 感染拡大を抑制するための取組の普及、理解促進を図る。

Act 59 国の方針に基づき住民接種を進める。

Act 60 予防接種に関する理解促進を図る。

- Act 61 住民接種の有効性・安全性に係る調査を行う。
- Act 62 地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制の整備に協力する。
- Act 63 国の方針に基づき住民接種を進める。【緊】
- Act 64 医療体制の整備に協力する。【緊】

4 市民生活及び地域経済の安定の確保

- Act 65 在宅で療養する患者を支援する。
- Act 66 水の安定供給に関する措置を講ずる。【緊】
- Act 67 生活関連物資等の価格の安定を図る措置を講ずる。【緊】
- Act 68 要援護者に対する生活支援を行う。【緊】
- Act 69 死亡者の増加に備えて火葬体制の強化等を実施する。【緊】

1 実施体制

【対策の実務の統括】

Act 50 対策を市内・県内感染期に移行する。

- 市は、市連絡会議を開催等し、県内の流行状況等を踏まえて、発生段階の移行や今後の対応方針について、意見を聴取する。
- 市は、市対策を発生早期（国内・県内・市内）に移行するとともに、市民に対し、必要な情報提供や注意喚起を行う。
- 市は、状況に応じ県が主催する市町村連絡会議等に参加し、新型インフルエンザ等に関する情報の共有や県対策の確認等を行う。

緊急事態宣言がされている場合

Act 51 市対策本部を設置する。

- 【緊】 市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置し、市行動計画に基づき、対策を実施する。

Act 52 他の地方公共団体による応援等の措置を活用する。

- 【緊】 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、新型インフルエンザ等緊急事態措置等を行うことができなくなった場合、特措法に基づく他の地方公共団体による応援等の措置を活用し、対策を実施する。

2 情報収集及び情報提供・共有

【情報収集】

Act 53 新型インフルエンザ等関連情報を収集する。

- 市は、国や県等の感染症情報を活用し、最新の知見に基づく新型インフルエンザ等の治療方針、ウイルスの性状等に関する情報を収集する。

【情報提供・共有】

Act 54 情報提供及び情報共有の体制を継続し、必要に応じて見直す。

- 市は、市民等から寄せられる情報や問い合わせの内容を踏まえ、ニーズを把握し、情報提供に反映させる。
- 市は、県、関係機関、隣接自治体等相互で、各主体の対策や地域での流行状況等に関する情報を共有する。
- 市は、市民への情報提供や普及啓発の実施時期や内容について、一元化を図る。

Act 55 最新の情報を市民等にわかりやすく提供する。

- 市は、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があることを前提に、個人レベルでの感染対策や、り患した場合の対応（受診方法等）等を周知するとともに、患者への偏見や差別が生じないように十分に啓発する。

【相談体制】

Act 56 新型インフルエンザ等に関する相談体制を継続する。

- 市は、流行状況や相談件数等に応じ、相談窓口の受付時間や人員体制等の見直し（休止や廃止を含む。）を行う。

3 予防・まん延防止

【まん延の防止】

Act 57 新型インフルエンザ等のまん延を防止する。

- 市は、県等と連携し、不要不急の外出自粛や学校・保育施設等の臨時休業等の対策が実施されることについて周知を図り、理解を得る。
- 市は、市民、事業者、福祉施設等に対して、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。

【普及啓発】

Act 58 感染拡大を抑制するための取組の普及、理解促進を図る。

- 市は、発生早期に引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、自らが患した場合の対応等の基本的な感染対策の普及を図り、実践するよう促す。

【住民接種】

Act 59 国の方針に基づき住民接種を進める。

- 市は、発生早期に引き続き、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。
- 住民接種実施についての留意点は国内発生早期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。

Act 60 予防接種に関する理解促進を図る。

- 市は、発生早期に引き続き、ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種対象者、接種順位といった具体的な情報を提供し、市民等の理解促進を図る。

Act 61 住民接種の有効性・安全性に係る調査を行う。

- 市は、あらかじめ予防接種後副反応疑い報告書及び報告基準を市内の医療機関に配布する。（医師は、予防接種後の副反応の診断をした場合に、速やかに独立行政法人医薬品医療機器総合機構へ報告する。）

【医療体制の整備】

Act 62 地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制の整備に協力する。

- 市は、県の医療体制整備に協力するとともに、地域の外来診療時間を取りまとめるなどして市民への周知を図る。

緊急事態宣言がされている場合

Act 63 国の方針に基づき住民接種を進める。

- 【緊】** 市は、発生早期に引き続き、国及び県と連携し、接種会場を確保し住民に対する予防接種を実施するが、緊急事態宣言が行われた場合、住民接種は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種となり、公的負担のあり方等が異なることに留意する必要がある。

- 【緊】** 市は、住民接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、要請等を行うよう求めることができる。

- 【緊】** 住民に対する予防接種実施についての留意点は発生早期の項を参照。

【緊】 住民接種の広報・相談については、発生早期（緊急事態宣言がされている場合の措置）の項を参照。

Act 64 医療体制の整備に協力する。

【緊】 市は、国と連携し、市内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県が行う臨時の医療施設の設置に協力する。

4 市民生活及び地域経済の安定の確保

【在宅患者対策】

Act 65 在宅で療養する患者を支援する。

- 市は、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送等）や自宅で死亡した患者への対応を行う。
- 市は、引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生時に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保・配分・配布等を行う。

緊急事態宣言がされている場合

Act 66 水の安定供給に関する措置を講ずる。

【緊】 市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

Act 67 生活関連物資等の価格の安定を図る措置を講ずる。

【緊】 市は、県と連携し発生早期に引き続き、生活関連物資等の価格高騰、買占め、売惜しみ等が生じることのないよう調査・監視を行うとともに、必要に応じて、関係事業者団体等に対して物資の供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

【緊】 市は、県と連携し発生早期に引き続き、生活関連物資の供給状況や価格の動向等について、住民へ情報提供するとともに、必要に応じて、相談窓口等の充実を図る。

Act 68 要援護者に対する生活支援を行う。

【緊】 市は、国の要請に応じて、要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を県と連携して行う。

【火葬体制】

Act 69 死亡者の増加に備えて火葬体制の強化等を実施する。

【緊】 市は、死亡者が著しく増加した場合は、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる

【緊】 市は、死亡者が著しく増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、遺体の一時安置を適切に実施する。

【緊】 市は、県が埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、県が行うこととなっている下記の事務を一部行う。

- a. 新型インフルエンザ等緊急事態において、死亡者の数に火葬場の火葬能力が追いつかず、火葬を行うことが困難な状態にあり、火葬の実施までに長期間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるときは、新型インフルエンザ等に感染した遺体に十分な消毒等を行った上で墓地に一時的に埋葬することを考慮する。
- b. その際、あらかじめ、新型インフルエンザ等に起因して死亡したことを確認の上、遺族の意思を確認するものとする。また、近隣に埋葬可能な墓地がない場合には、転用しても支障がないと認められる公共用地等を臨時の公営墓地とした上で当該墓地への一時的な埋葬を認めるなど、公衆衛生を確保するために必要となる措置について、状況に応じて検討する。

【緊】 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。